

# 名古屋市成年後見 あんしんセンター

開設時間 月曜日～金曜日(土日祝休み)  
午前9時～午後5時

直通電話 **052-856-3939**

名古屋市成年後見あんしんセンターでは、認知症や知的障害、精神障害などによって**判断能力が不十分**になり、自分一人では**契約や財産の管理**などをすることが難しい人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように**成年後見制度の活用**をお手伝いします。

\* 市内にお住まいの障害者や高齢者ご自身。  
また、その方々に関することであれば、ご家族や関係機関の方も相談できます。



## こんな時相談してください！



ひとり暮らしのAさん。現在はなんとかひとりで生活をしているが、最近**軽度の認知症**と判断された。将来的には**施設に入る手続き**をしたり**費用の支払い**をしてもらわなくてはいけない。また、これまで管理してきた**アパートも管理**してもらいたい。場合によっては、**今から支援を頼みたい**。

中度の認知症のあるBさんは訪問販売で**必要のない高級布団**を購入してしまった。それを発見した近所に住む息子がBさんに問いただしたところ、他にも**リフォーム会社から高額な見積り**が送られてきているのが発覚した。



Cさんは**知的障害のある息子**とふたり暮らし。自分が亡くなった後の**息子の将来が心配**。また、自分が**認知症になった時の、自分自身と息子の生活にも不安**がある。

## 法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度は、大きく分けると、「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」の2つがあります。

- ▼法定後見制度・・・**すでに判断能力が低下している場合に利用するもの**で、本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型に区分されます。
- ▼任意後見制度・・・判断能力が不十分になった時に希望する財産管理・身上監護の内容を**判断能力があるうちに信頼できる人に依頼**します。手続きは、公証役場で公証人の立ち会いのもと行います。

- ◆市民相談 随時受付しております。
- ◆法律相談 要予約  
毎月第1・第3 木曜日(19時～21時 福田事務所にて)  
毎月第4 金曜日は金山総合駅でも法律相談を行っています。  
法律相談日後でもお気軽にお電話下さい。

☎052-693-6922

〒457-0866  
名古屋市南区三条2-6-8

<http://www.s-fukuta.jp/>